都立学校実習支援専門員の主な勤務条件

（令和７年１０月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 内　　容 |
| 雇用期間 | 令和７年１２月１日から令和８年３月３１日まで  　※　公募によらない再度任用に、４回まで申し込むことができます。  ※　期間を定めた任用であり、令和８年４月１日以降の任用を保証するものではありません。公募によらない再度任用は、雇用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。 |
| 勤務日数 | 年間６４日。ただし、各月の勤務日数は１１日以上とします。  各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。 |
| 勤務時間 | １日７時間４５分 |
| 休暇等 | （有給）  年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間（※）、出産支援休暇（※）、育児参加休暇（※）、夏季休暇（※）、災害休暇（※）  （無給）  　生理休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間（※）、子どもの看護等休暇（※）、短期の介護休暇（※）、介護休暇(※)、介護時間(※)、育児休業(※)、部分休業(※) 、子育て部分休暇（※）  ※　一定の要件を満たす場合 |
| 条件付採用 | 原則として、採用から１か月は条件付きの採用となります。 |
| 兼業・兼職 | 営利企業等に従事する（兼業）する場合は、届出が必要です。 |
| 報酬 | ２０１，６００円（月額）  　※ 報酬額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、各年度の４月１日に見直します。  　※　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。 |
| 通勤費 | 第二種報酬（通勤費相当分）を支給します（上限１５０，０００円／月）。（※）  ※　特急料金を含みます。なお、特急料金については一定の要件を満たす場合に支給します。 |
| 公務災害補償 | 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年東京都条例第１１４号）及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによります。 |
| 社会保険 | 地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。 |

〇上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります